令和４年度　北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

Ⅰ　包括外部監査の概要

第１　包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	鈴江	誠	税理士
補助者	越前谷	孝弘	弁護士
補助者	板倉	圭吾	税理士
補助者	鈴木	隆司	公認会計士
補助者	岩田	圭史	税理士

第２　選定した特定の事件（監査のテーマ）

コロナ禍における重点政策等と財政収入及び支出に係る財務事務の執行について

第３　事件を選定した理由

北海道においても新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その財政は大変厳しい状況に陥っており、これは道民の生活においても同様であるところであり、当該状況を克服するための経済対策を具体化すべく、北海道が打ち出した重点政策をはじめとした各事業にも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが充当されているが、果たしてその支出に見合うだけの効果が十分に得られていると言えるのか、その検証を行う必要があると思われる。

また、コロナ禍における北海道の財政収入及び支出に係る財務事務の執行という観点から各種施策の財源となる道税を賦課徴収する事務を執行する各（総合）振興局及び道税事務所、その中でも徴収金額が多額に上る不動産取得税等の適正公平な賦課徴収事務と、地域経済に貢献し、その収益をもって社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展等及びコロナ災害からの復旧のための施策を行うにあたり必要な経費の財源となる北海道競馬の運営について、外部の専門家の立場から、その実態を確認・分析し、その執行が適正に行われているかを検証すべく本テーマを選定した。

第４　監査の対象機関

総務部、総合政策部、農政部、水産林務部、教育庁、各（総合）振興局、及び各機関の出先機関

第５　監査の対象期間

令和４年９月20日から令和５年１月31日まで

第６　監査の着眼点

（１）コロナ禍における財政収入及び支出に係る財務事務に関して、関連する法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか

（２）コロナ禍における財政収入及び支出に係る財務事務に関して、客観性、経済性、効率性に問題がないか

第７　主な監査手続き

（１）監査対象とした事業について関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認した。

（２）所管課に対してヒアリングを実施するとともに、関係業務に係る実地調査を実施した。

（３）その他必要と認めた手続きを実施した。

Ⅱ　外部監査の結果

第１　監査の結果

次の区分により対応を求めた。

【指摘】早急に是正又は改善を求める事項（４件） 【意見】監査の結果に添えて提出する意見（１６件） （違法性、有効性、効率性、経済性の観点から検討の必要がある事項）

第２　指摘及び意見の具体的内容

別紙のとおり。

（別紙）指摘及び意見の具体的内容

区分	内　　　　容
第１　北海道公立学校校務支援システム構築事業（指摘：０、意見：６）	
意見１	校務支援システムの導入時において、コロナ交付金の趣旨との事業関連性が明確とは言えないため、今後の接触機会低減、感染リスク拡大防止に資するよう校務支援システムを有効活用すべき。
意見２	再委託を行う場合は、関係規程に従い、要件等に対する検討内容を明確に整理したうえで承認を行い、道民の理解を得られるようにすべきである。
意見３	随意契約の根拠となる指名選考委員会の資料のみでは、システムの選定過程及び随意契約によらざるを得ないことを判断する材料が不足しているため、改めて業者選定理由と随意契約の必要性について、道民の理解を得られるように整理すべき。また、業者選定の際の各過程において、情報システムに関する外部有識者の分析結果や技術的支援を受けた記録を残す等、選定過程の客観的検証可能性を高めるよう配慮すべきである。
意見４	今後、校務支援システムの開発をする際には、システムを開発した事業者以外の者が、その保守・運用契約の入札に参加できるようにしていくことやその契約単位の細分化などベンダーロックインを回避するための取組を意識すべき。
意見５	今後のシステム更新において、今回の情報システム関係の算定が妥当であったかの検証を継続し、その検証結果を更新時の契約に反映させるべき。
意見６	政策評価の基本評価調書（令和４年７月12日付け教ＩＣＴ第180号）や「北海道アクション・プラン（第２期）」等により明示された指標について、今後検証できる体制とすることで、道民に対し校務支援システムの導入による学校における働き方改革とＧＩＧＡスクール構想の加速に対する理解を得、北海道におけるＩＣＴ教育のさらなる推進のきっかけとすべきである。
第２　北海道立北の森づくり専門学院（指摘：１、意見：４）	
指摘１	私費会計について、会計事務処理要領に基づき、学院内検査、自主点検、研修等を実施するべきである。
意見７	保証人について、その責めに帰す損害の内容と保証人の責任の範囲をあらかじめ明示すべきである。
意見８	私費で受け入れた寄付金について、北海道知事の感謝状を贈呈するのであれば、当該寄付金が道行政に具体的にどのように寄与したのか、その使用も含めて明確にした上で、行うべきである。なお、監査人としては、私費で受け入れた寄付金について感謝状を贈呈するのであれば、金額が100万円以上であっても学院長名での感謝状にすべきと考える。
意見９	ＳＮＳを用いたＰＲについては、投稿回数よりも閲覧回数やフォロワー数を基に効果測定を行い、評価を実施すべきである。
意見10	固定資産台帳に記録すべき備品のうち、その備品の性質上、各備品の特定を確実に行える場合を除き、当該備品には管理番号のシール等を貼付するなどして管理を行うべきである。

第３　北海道地方競馬事業（指摘：２、意見：４）	
指摘２	公社の所有する施設のうち、不動産登記法上、表題登記の対象となる建物であるにもかかわらず表題登記をしていない建物に関し、その有無を調査するとともに、表題登記の対象となる建物がある場合は、速やかに表題登記をするべきである。
指摘３	会計処理規程に基づき、物品として管理する必要があるものについては、固定資産に準じて物品台帳を設けた上、その記録及び整理並びに物品の現物照合を行うべきである。
意見11	競馬関係者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、その減少理由に関する現状の分析が真に当を得ているのかにつき、客観的な資料等を収集の上、検証するとともに、その検証結果を踏まえた、具体的かつ実効性のある対策を早急に講じるべきである。
意見12	随意契約の方法による場合は、相見積もりをとることを原則とし、例外的に単数見積もりで足りる場合でも、その例外的取扱いの基準を明確にするべきである。
意見13	直近の年度において収支が赤字を計上している場外発売所につき、その理由を分析し、特に支出についてより低額に抑える余地がないか、検証すべきである。
意見14	固定資産台帳に記録すべき備品のうち、その備品の性質上、各備品の特定を確実に行える場合を除き、当該備品には管理番号のシール等を貼付するなどして管理を行うべきである。

第４　不動産取得税等の賦課徴収事務（指摘：１、意見：２）	
指摘４	滞納票を庁舎外に持ち出す際は、出発前に整理番号／管理番号など持出情報を特定できる内容を記録すべきであり、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に鑑み、「道税滞納票等の管理要領」の改正を行う必要がある。
意見15	不動産取得税の家屋評価に汎用表計算ソフトであるエクセルを利用することのリスクを洗い出し、正確性や効率性の検証を行うべきである。併せて統一的なチェックリスト様式を定めリスク統制を目的としたチェック体制を構築すべきである。
意見16	市町村からの照会・相談について、個別的・一般的な内容を問わず、相手方市町村・内容などを統計分析可能な状態で記録することを検討すべきである。